

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2012

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。



◎商号登録商標

ヒット商品を支えた 知的財産権

ユニークな形状の視線誘導標
「ポストフレックス」



- 特許調査よもやま話
- ジャーナリスト「ぼれ話
- 知つておきたい「」の技術
トレンドでつく(衝突被害軽減ブレーキ)
- シリーズ特産品(千屋牛)
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびく人のお仕事」
- 特許庁からのお知らせ

JPA Information

ヒット商品を支えた知的財産権 66

VOL.

ユニークな形状の視線誘導標「ポストフレックス」

意匠登録 第1201417号
商標登録 第4701524号



交通安全施設の一つに、ドライバーの注意を喚起する視線誘導標がある。道路の中央線などに並ぶポールも、その一種だ。保安道路企画株式会社が2003年3月に発売開始したポストフレックスは、従来品より価格を43%低減、強度を49%アップすることに成功。これによって、大手4社が押さえていた市場への新規参入からわずか3年で、全国シェア25%を獲得した。

同社はもともと工事現場などで利用される製品の販売・レンタル会社だった。現社長の森健太郎さんが、後継者がいないと苦悩していた先代から同社を引き継いだ00年、社員は10人弱だった。公共事業が縮減される中で会社を存続させるためには、オリジナル商品の開発が必要と判断。その第一弾がポストフレックスだ。当時この市場における国内メーカーの製品は価格も性能もほとんど同じだった。そこで、この商品で差別化

できればチャンスがあると森さんは考えた。

はみ出し・巻き込み防止などの役割もある視線誘導標は、自動車に踏み倒された場合の復元力が求められる。それまでのポールは全て円柱で、復元力が弱いために、内部にもう1本円柱を入れた二重構造になっていた。製造コストを下げる単一構造にするため、復元力と強度の両面をクリアする形状としてたどり着いたのが、アーレを3つ持つ角のない凸型の断面のポールだ。この形状を採用したことで、施工の容易性、ポール部分のみの交換によるメンテナンス費用の軽減を実現した。

ヒット商品を生み出したメーカーになったことで一番変わったのは、採用だという。意欲的な新卒志望者が増えたのだ。社員30人になった現在、平均年齢が約29歳だという社内は、活気にあふれていた。

今や同社の事業を支える柱の一つになっているポストフレックスの優位性を守っているのが、意匠権である。登録した形状は、他社製品にない性能と価格を実現した開発の要である。意匠

権が最も有効に機能した例だろう。

発売直後の営業は苦戦した。道路の安全管理に関する製品であり、顧客の多くが自治体であることから、革新的な形状がなかなか受け入れられなかつたが、それまでの実績で信用のあつた地元・横浜市に採用されたの

特許調査 よもやま話

日本特許のデータベースで、アルファベットからなる単語を検索する場合、そのデータベースが大文字・小文字、半角・全角を区別するかどうかが問題になります。

特許電子図書館の「特許・実用新案検索」の「公報テキスト検索」は、アルファベットの大文字・小文字、全角・半角は、どれを入力しても、どれもヒットします（ヘルプを参照）。

しかし、「区別して検索したい!」と思うことがあります。例えば、水素イオン濃度指数の記号の「pH」を検索する場合です。大文字・小文字を区別しないと、「pH」で検索しても、「PHS」（Personal Handy-phone Systemの意味）や「phosphate」（リン酸塩の英語表記）などのノイズも同時にヒットします。「pH」だけを選び分けるには、例えば、pHの数値の「pH1, pH2, pH3, …、

pH9」をOR演算したり、助詞を付けて「pHが、pHは、pHに、pHを、pHの、pHで」をOR演算したり、漢字を付加して「pH検、pH測、pH計、pH制、pH調」をOR演算したり、などの工夫が必要になりますが、どれも、かなりの検索洩れが生じるのは否めません。

有料の日本特許データベースの中には、アルファベットの大文字と小文字を区別して検索するものがありますが、逆に、区別しないで検索することができません。調査の専門家ならば、例えば、FI記号のG01N27/46,353（水素イオン、pHの測定）などを使うことを考えるでしょう。

Microsoft社のワープロソフトのWordの「検索」機能では、大文字・小文字を区別するかしないかをその都度ユーザーが選択できますので、特許データベースでもそのような機能があると便利だろうなと思います。（弁理士 鈴木利之）

岡山県の北部に位置し、高梁川の源流の豊かな自然に包まれた和牛のふるさと・新見



(にいみ)で生まれた「千屋牛(ちやぎゅう)」は、日本最古の蔓牛(つるうし)「竹の谷蔓」の系統をひく優秀な黒毛和種です。「千屋牛」は、古くからこの地に根付いた牛への深い知識と最新の技術を持つ限られた生産者の手によって大事に育てられ、肉用牛生産の盛んな岡山県内でも優良肉質和牛の代表格で、きめ細かい霜降りと柔らかい赤身が特徴です。

「千屋牛」とは、新見市内で繁殖・肥育一貫生産されたもの、または、岡山県下で生産された子牛を導入し、新見市内で約18ヶ月間以上肥育されたものを言います。すべての「千屋牛」には生産履歴を示す耳標が付けられ、流通および消費者への提供の段階で牛の情報が正確に伝えられています。また、「千屋牛」を扱う販売店や外食店は、審査会の審査および役員の承認を経て取扱店としての指定を受けます。指定販売店等は、年間使用量を審査会に報告し、そのチェックを受けています。

「千屋牛」の里・新見では、徹底した管理による安心、安全の確保と、おいしさへの期待に応える信頼のブランド牛・「千屋牛」の品質の



千牛

維持・向上を図るとともに、「千屋牛」を育てる豊かな自然を保護し、また「千屋牛」の知名度アップにも取り組んでいます。

※このコーナーに掲載御希望の方は、"特產品"のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

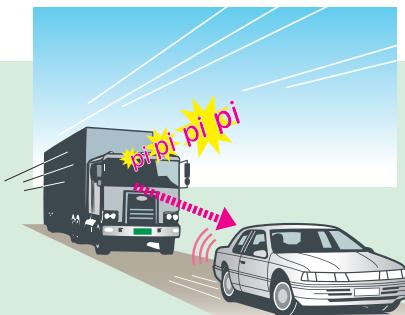
知っておきたい!この技術

ト レ シ ド マ カ ハ

シリーズ
9

衝突被害軽減ブレーキ

衝突軽減ブレーキとは、運転者の事故回避を支援するシステムで、プリクラッシュブレーキ(PCB)などの名称が使われている。



車両総重量20t以上のトラック、同13t以上の牽引車の新車に対し、2014年度から順次、衝突被害軽減ブレーキの搭載が義務づけられ、さらに、バスへの設置義務化についても、現在国土交通省が検討を開始している。PCBは走行中に障害物に接近すると運転者に警告を発し、追突あるいは衝突の可能性が高いと自動的にブレーキを作動する。ミリ波レーダー、カメラなどで前方の車や障害物を捉える。さらに複数のセンサーなどから得た情報をコンピュータが分析し、警告を出す、あるいはブレーキ制御システムに指示を出すなどを判断する。国内では2003年に乗用車で搭載が始まり、06年には大型トラックでも実用化された。なお、大型トラックでは衝突速度を20km/h下げることで、死亡事故を約9割減らすことが可能との推計がある。

普及段階に入ったPCBは、コスト低減とコンパクト化に向けた開発が各社で進められている。また、ミリ波レーダーを後方、側面に設置した事故防止システムの実用化も始まっている。

止すれば親しみを持つて貰えない。その対策として商標登録や、独自のルールを設けている地方自治体も多い。例えば滋賀県の彦根市は、「ひこにゃん」の公式Webサイトで登録商標の使用方法を解説し、個人使用についてもおおよその使用範囲を書くことで、正しい使用を呼びかけている。ひこにゃんは商標権という見えない鎧に守られているのだ。

当然のことだが、このコラムに写真を載せるにあたつても、彦根市に問い合わせ、使用承諾を受けている。

地方自治体が独自につくつたマスコットキャラクターが、近年「ゆるキャラ」と呼ばれて人気を博している。ゆるいマスコットキャラクターを略したもので、デザインにはその地方の特色が反映されていて様々だ。プロが創作したものもあるが、公募で選定されたものもある。「ゆるい」という言葉自体に多くの意味があり、すでにそこからゆるいのも魅力になっているようだ。

それだけに、そのゆるいイメージをきちんと維持するのは難しい。ゆるキャラの着ぐるみの写真

ゆるさが魅力

ジャーナリスト こぼれ話



(鈴木)

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)

Q 共通の支持脚部に対してそれぞの本体部を取り付けることで扇風機とハロゲンヒーターとを切替可能とした発明について先行技術調査したところ、似たような発明が既に公開されていることが分かりました。しかし、量産化を前に、何らかの権利の取得を望んでいます。何か良い方法はないでしょうか?

好を考慮して支持脚部・本体部に形状・図柄のバリエーションを揃える等の予定がある場合には、それらを「関連意匠」として出願することも可能と思われます。

意匠権以外の保護を望まれる場合には、実用新案権の取得も提案されます。一定の形式的要件を満たす限り、出願から約半年で確実に権利化されます。但し、無審査で登録されることから、権利行使には制約がかかる点に注意が必要です。

詳しくは、お近くの弁理士にお尋ね下さい。

A 物品の美的外観を保護対象とする意匠権の取得を目指すことが提案されます。通常の意匠登録出願以外にも、例えば支持脚部と本体部との接続部位に美観を生じさせるような特徴的な連結構造が備わっている場合には、「部分意匠」の出願も可能と思われます。また、例えば使用者の様々な嗜

○このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ又はFAX.03-3519-2706で日本弁理士会 広報・支援・評議室「Q&A係」までお送りください。



特許庁からのお知らせ

平成24年度 知的財産権制度説明会 (初心者向け)の開催

特許庁、各経済産業局及び沖縄総合事務局では、これから知的財産権を学びたい方を対象に、6月下旬から9月にかけて、全都道府県において初心者向けの説明会を開催いたします。

本説明会では、産業財産権制度の概要や手続の基本的な内容、知って得する知的財産関連の支援策について、特許庁職員が分かり易く説明いたします。

参加費は無料で、参加者には特許庁作成のテキスト(平成23年度の特許法等の改正内容が反映されたもの)を無料配布しておりますので、この機会に奮ってご参加ください。※全会場とも事前申込み制

●説明会の開催日程や講義内容等の詳細情報については、特許庁ホームページをご覧ください。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/ibento/ibento2/h24_beginner.htm

日本弁理士会は、被災地の復興を支援するため、特許、実用新案、意匠の出願費用を援助します



JPA
Information

『特許出願等復興支援制度』

特許出願等復興支援制度とは?

被災地の復興を支援するために、日本弁理士会が、特許、実用新案、意匠の出願費用の全部又は一部を援助する制度です。

制度の内容

◆援助対象者

被災地の復興に貢献する発明・考案・意匠を創作した、
1. 被災地にお住まいの個人
2. 被災地に住所を有する中小企業・協同組合 等
3. 被災により被災地域外に転居した個人又は中小企業・協同組合 等

◆援助の内容

発明等について特許出願等をするときに必要となる弁理士の報酬及び経費並びに特許庁の手数料の全部又は一部を援助します。この援助金は返済する必要がありません。

◆審査

所定の公共機関による推薦又は紹介を原則として、日本弁理士会が審査します。

◆秘密の厳守

援助対象発明等の内容及び援助を受ける個人及び法人の情報は適切に管理し、本制度の目的以外で利用することはありません。

利用の流れ

推薦・紹介

所定の公共機関からの推薦または紹介を受けていただきます。

申請

規定の申請書を日本弁理士会会長てに提出していただきます。申請書には指定の書類を添付してください。

審査

審査は原則として申請を受けた翌月です。

審査結果の通知

審査の結果は、書面にてお知らせします。
(援助対象とならなかった場合、その理由や審査過程等の問い合わせには回答しありますので、予めご了承ください。)

弁理士の選定

審査の結果、援助が決定しましたら、出願の代理をする弁理士を決めさせていただきます。

契約

援助を受ける方と出願の代理をする弁理士と日本弁理士会の三者で契約を交わします。

契約援助の実施

援助費用は対象とする出願手続等が終了して手数料等の報告があった時点で代理をした弁理士に支払います。

平日: 9:00~17:00

TEL: 0120-19-2723 (特別相談窓口)